

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2026年10月 VOL. 123



組合員の皆様へ

爽やかな秋晴れが続く好季節となり、組合員企業のみなさまにおかれましては増々ご発展のこととお慶び申し上げます。

平素は組合の活動並びに円滑な業務運営に多大なるご支援とご協力をいただき、深く御礼申し上げます。

今号の組合報では、受入企業様に関わりの深い労務・法務の最新情報として、最低賃金の改定と各種手続手数料の変更点をお届けいたします。日々の業務でお忙しいことと存じますが、実り多き秋となりますよう、当組合も引き続き丁寧な業務支援に努めてまいります。

朝夕は冷え込む日が増えてまいりましたので、健康管理にはどうぞ十分にお気をつけください。

【重要！】 出入国在留手続手数料の改定および当組合からのご請求(11月分～)について

出入国在留管理庁より発表がございました通り、**2026年10月1日以降の申請分より**

「外国人の在留手続に関する手数料」が改定(値上げ)されることとなりました。

これに伴い、当組合から組合員企業様へお送りする**11月分のご請求**（または11月発生分の請求）より、**改定後の手数料額を反映**させていただくこととなりました。

組合員のみなさまにはご負担をおかけすることとなり誠に心苦しい限りではございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年10月1日以降の在留手続手数料 改定一覧表

- ・ **適用開始**: 2026年10月1日受付分より
- ・ **注意事項**: 2026年9月30日までに受け付けられた申請は、許可が10月1日以降となった場合でも**改定前の手数料**となります。

※改定後の手数料は、付与される許可期間(3月以下～5年以上)によって細かく分類されます。

詳細な改定額については、添付の一覧表をご確認いただくか、当組合までお気軽にご相談ください。

【重要！】 不法就労にご注意ください！～事業主も処罰の対象となります～

外国人を雇用する際、不法就労(資格外活動やオーバーステイなど)をさせた場合、知らなかった場合であっても**事業主(雇用主)が処罰の対象**となります。受入企業の皆様におかれましては、以下の点にご注意いただき、適正な雇用管理をお願いいたします。

1. 不法就労助長罪とは(出入国管理及び難民認定法 第73条の2)

不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした事業主には、**不法就労助長罪**が適用されます。

罰則: 3年以下の拘禁刑(懲役)若しくは 300万円以下の罰金、またはその併科

2. 注意すべき主な不法就労のパターン

不法残留(オーバーステイ)者の就労

在留資格で認められた範囲外の作業や職種での就労(資格外活動違反)

許可された上限時間(週28時間等)を超えた就労

3. 受入企業様へのお願い

在留カードの確認: 雇用時および在留期間更新時には、必ず「在留カードの現物」で「在留資格」「在留期間」「裏面の就労制限の有無」をご確認ください。

過失の防止: 「知らなかった」場合でも、確認を怠っていた等の過失がある場合は処罰を免れません。

★ご不明な点や在留資格のご確認については、当組合までお気軽にご相談ください。★

【重要なお知らせ】令和8年度（2026年度）全国の最低賃金が大幅引き上げへ

全国の最低賃金が改定されます（10月より順次施行）

厚生労働省より、2026年度の地域別最低賃金の改定額が発表されました。

昨今の物価高騰や賃上げの流れを受け、今年度も大幅な引き上げが実施されています。

時給制の従業員（パート・アルバイト・技能実習生・特定技能外国人等）はもちろんのこと、月給制の場合であっても「基本給÷1ヶ月の平均所定労働時間」が改定後の最低賃金（時給換算）を下回っていないか確認が必要です。

■今年度の改定のポイント

全国加重平均額：1,177円（昨年度より+56円の引き上げ）

適用時期：2026年10月1日より都道府県ごとに順次発効

■組合員企業様への確認のお願い

社内の給与額の再確認： 自社で雇用されている従業員（特に最低賃金近傍の時給・月給の方）の給与設定が、各都道府県の最新最低賃金をクリアしているかご確認ください。

助成金の活用： 事業場内の最低賃金を引き上げ、設備投資などを行う中小企業を支援する「業務改善助成金」などの制度もございます。

【当組合 受入企業所在地】令和8年度 最低賃金改定一覧

都道府県	改定前	改定後(時給)	引き上げ額	発効予定日
茨城県	1,074円	1,136円	+62円	10月18日
栃木県	1,068円	1,125円	+57円	10月1日
埼玉県	1,141円	1,196円	+55円	10月1日
千葉県	1,140円	1,195円	+55円	10月1日
東京都	1,226円	1,280円	+54円	10月1日
神奈川県	1,225円	1,279円	+54円	10月1日
福井県	1,053円	1,112円	+59円	10月4日
山梨県	1,052円	1,113円	+61円	11月1日
岐阜県	1,065円	1,121円	+56円	10月1日
静岡県	1,097円	1,154円	+57円	10月15日
愛知県	1,140円	1,195円	+55円	10月1日
三重県	1,087円	1,143円	+56円	10月1日
広島県	1,085円	1,141円	+56円	10月11日
福岡県	1,057円	1,114円	+57円	10月4日

緊急連絡先

【事務局】 TEL：048-755-9591 FAX：048-755-9827

【組合職員携帯】 * 高橋 満千子 080-4467-1738
* 杉戸 070-3667-8667 * 尾崎 090-7019-4221
* モクタン 080-9677-1678
* 高橋龍太郎 080-3088-1839